

## 参考見積募集要領

次のとおり参考見積を募集します。

令和7年1月20日

独立行政法人水資源機構  
香川用水管理所長 河原田一州

### 1. 目的

この参考見積の依頼は、香川用水管理事業で予定している業務の積算の参考とするための見積と作業歩掛かりを依頼するものです。

なお、この参考見積依頼は、業務等の指名（若しくは競争参加資格）をお約束するものではありません。

### 2. 参考見積書提出の資格

- (1) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (2) 当機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、吉野川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

### 3. 参考見積書の提出等

参考見積書は次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は作業項目毎に必要な技術者の人数等を記載して提出してください。

なお、参考見積書の様式は、「別紙-2」を参考としてください。

- (2) 提出期限

令和7年1月31日（金）

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで

- (3) 提出先

独立行政法人水資源機構 香川用水管理所長 宛

【担当】施設管理グループ 池内 大野

〒766-0004 香川県仲多度郡琴平町榎井891-2

TEL0877-73-4221 FAX0877-73-2649

- (4) 提出方法

書面は持参、郵送又はFAX（本件の責任者及び担当者の氏名・連絡先を明記することで社印不要）により提出するものとします。

### 4. 参考見積内容

- (1) 業務基本条件

香川用水調整池でプロペラ式湖水浄化装置の運転を行い、水質改善の効果を検証するものです。

- (2) 本業務と関連する他業務

特になし。

(3) 見積り仕様及び見積り項目

見積りの仕様は、「別紙ー1」見積り仕様書のとおりとし、見積り項目は次のとおりです。

①プロペラ式湖水浄化装置の1月当たりの賃料

②プロペラ式湖水浄化装置の設置及び撤去に係る費用及び歩掛かり

(4) 費用の構成

本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定し、本社・支社局・本部及び各事業所において公表している「積算基準及び積算資料（各編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。

(5) 歩掛見積に使用する労務者等の定義

国土交通省が公表している「令和6年3月から適用する工事設計労務単価」によるものとします。

5. 見積書有効期限

本参考見積書の有効期限は、令和8年3月31日とする。

6. 参考見積依頼に対する質問

この依頼書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

(1) 提出期限：令和7年1月27日（月）まで

(2) 提出先：3.（3）に同じ。

(3) 提出方法：3.（4）に同じ。

7. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

(1) 閲覧期間：質問提出期限の翌日から見積書提出期間終了まで。

(2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

8. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

9. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

以 上

プロペラ式湖水浄化システム賃貸借業務 見積仕様書

第1章 総則

1. 適用

本見積依頼仕様書は、独立行政法人水資源機構香川用水管理所（以下「機構」という。）が発注する「プロペラ式湖水浄化システム賃貸借業務（仮称）」（以下「本業務」という。）に適用する。

2. 準用規則等

本賃貸借に使用する機器は、一般社団法人水源地環境センターが定める「プロペラ式湖水浄化システム設置・運用マニュアル(案) 令和2年5月」が適用される機器とする。

3. 設置場所

香川県三豊市山本町神田地内  
(香川用水調整池)

4. 賃貸借期間

令和7年4月～令和8年3月（予定）

5. 機器設置可動等に関する留意点等

- 1) 香川用水調整池は水道水の原水貯水池であるため、機器の材質・使用部材及び部品等からの油分等の湧出が無いものを使用すること。
- 2) 香川用水調整池は、常時満水位 EL72.70 から最低水位 EL52.70 まで貯水位が変動することがあるため、プロペラ式湖水浄化システムの設置方法はその水位変動に対応することができるものでなければならない。
- 3) プロペラ式湖水浄化システムの固定をするアンカーは湖面内に設置するものとする。湖面外への設置は不可とする。
- 4) 機器の稼働に必要な動力電源 (AC200V) は機構が用意するものを使用することができる。
- 5) 機側操作盤は、香川用水調整池の取水設備上屋内に設置することができるものとする。
- 6) 受注者は、機器の作動・停止操作等に関する簡易マニュアルを整備し、機側操作盤に設置しなければならない。
- 7) 受注者は、機器設置中、遠隔監視通報装置により異常発生を感知し、必要な措置・対応が可能な体制を整えておかななければならない。また、機器の作動状況及び異常発生は、機構でも監視出来るようにしなければならない。
- 8) 機器の異常若しくは故障対応は、機構に責任の所在がある場合を除き、受注者の責任で対応しなければならない。  
なお、機器の異常若しくは故障対応した場合には、その都度、対応報告書を提出しなければならない。
- 9) 香川用水調整池湖面は、機構の管理のために船舶が航行する。そのため、係留索・動力ケーブルは船舶の航行に支障の無い水深に設置し、かつ船舶から視認できるようフロート等を設置しなければならない。

## 6. 貸与機械

1) 受注者は、次に示す機構が所有する船舶を使用することができるものとする。

船名	船体	機関	備考
ほうざん	FRP製 2.95m×1.60m×0.55m	船外機 25PS	5人乗り

※ “ほうざん” はボートトレーラーに常時積載しており、使用の場合はボートトレーラーとともに坂路へ移動させる必要がある。

2) 船舶使用に当たっては、次に示す事項を遵守すること。

- ・有資格者による操船
- ・乗船者（水上作業者を含む）の安全対策の実施
- ・湖面への油分・資材等の落下防止策の実施
- ・使用中に発生した事故、確認した異常等は機構へ連絡すること
- ・使用により減じた燃料油は受注者が補給すること

3) 船舶使用は機構が別途定める「香川用水管理所 簡易な機械貸付要領」（様式一1，2）により使用毎に貸与を受けるものとする。

## 第2章 機器の仕様

### 1. 概要

本業務で賃貸借する機器（機器名称：プロペラ式湖水浄化システム）の仕様は、以下に示すとおりとする。なお、対象とする機器は新規製作品に限らない。

### 2. システムの構成

対象とする機器の構成を下表に示す。

名 称	単位	数量	付 属 品
駆動本体部 プロペラ・モーター・フロート・スクリーン	基	1	着底脚・係留環
送水管	本	1	
吐出口	基	1	
操作制御盤（陸上施設） 動力電線含む	式	1	
係留索 駆動本体用・送水管係留用	本	3	シャックル等接合器具類
係留アンカー 駆動本体用・送水管係留用	箇所	3	シャックル等接合器具類
遠隔監視通報装置 常時モニタリング方式	式	1	

### 3. 機器の仕様

対象とする機器の仕様は、次に示すものと同等以上でなければならない。

#### 3-1 駆動本体部

吐出水量： 最大 3,000 m<sup>3</sup>/h（吐出水量の可変に対応すること）

吐出方向： 表層から底層（逆送も可能とすること）

駆 動 部： 7.5kw

可動範囲： EL72.70～EL52.70

付帯装置： 着底脚（貯水位が低下した場合の転倒防止及び再浮上時の安定確保のため）

#### 3-2 操作制御盤

機 能： ①逆洗（吐出方向を逆送し、駆動本体部の吸水部の塵芥を洗い流すこと）を一定時間毎に行う自動運転機能を有すること

②吐出水量の増減調整が可能な機能を有すること

### 3-3 遠隔監視通報装置

形式：携帯電話の電波網を利用する等の常時モニタリング方式とする

## 第3章 機器の設置・撤去

### 1. 施工計画書

1) 受注者は、プロペラ式湖水浄化システムの設置及び撤去に際し、事前に施工計画書を提出するものとする。

### 2. 設置撤去に係る留意点

- 1) 香川用水調整池の湖面周辺は、一般者が散策等に自由利用可能なように開放している。そのため、プロペラ式湖水浄化システム設置及び撤去作業実施時には一般者への安全に考慮しなければならない。
- 2) プロペラ式湖水浄化システム設置及び撤去作業は、作業に伴い香川用水調整池へ油分等の湧出や資機材の落下のないように実施しなければならない。
- 3) プロペラ式湖水浄化システム撤去した機器の洗浄を、香川用水調整池で行うことは認めない。

以 上

## 参考見積書

## 1. プロペラ式湖水浄化システム賃料(保守費用含む)

1ヶ月当たり (消費税抜き)

名 称	規 格	単 位	数 量	金 額	備 考
プロペラ式湖水浄化システム賃料					
駆動本体	最大吐出水水量3,000m <sup>3</sup> /h	月	1		保守費用含む
送水管					
吐出口					
操作制御盤					
係留索					
係留アンカー					
遠隔監視通報装置	常時モニタリング方式				

## 2. 設置費用

1回当たり（消費税抜き）

名 称		規 格	単 位	数 量	金 額	備 考
直接 工事費	労務費					国土交通省公表の「令和6年3月 から適用する工事設計労務単価」 の労務毎に計上する
	例)土木一般世話役・潜水土・普通船員・特殊作業員等		人			
	機械経費					作業に必要な機械等を機械毎に 計上する。なお計上は賃料を基本 とする
	例)ラフタークレーン・作業船賃料		日・台			
材料費若しくは雑費					作業に必要な材料毎に計上若しくは 雑費を計上する	
諸 経 費	共通仮設費					
	現場管理費					
	一般管理費等					
設置費用 計						

3. 撤去費用

1回当たり（消費税抜き）

名 称		規 格	単 位	数 量	金 額	備 考
直接 工事費	労務費					国土交通省公表の「令和6年3月 から適用する工事設計労務単価」 の労務毎に計上する
	例)土木一般世話役・潜水土・普通船員・特殊作業員等					
	機械経費					作業に必要な機械等を機械毎に 計上する。なお計上は賃料を基本 とする
	例)ラフタークレーン・作業船賃料					
材料費若しくは雑費					作業に必要な材料毎に計上若しくは 雑費を計上する	
諸 経 費	共通仮設費					
	現場管理費					
	一般管理費等					
撤去費用 計						

※撤去後の洗浄費用は含まない

4. 装置重量および基地となる地点

名 称	規 格	単 位	重量(kg)	備 考
駆動本体	着底脚・係留環含む	kg/基		
送水管		kg/本		
吐出口		kg/基		
操作制御盤	動力線含む	kg/式		
係留索		kg/3本		
係留アンカー		kg/3箇所		
遠隔監視通報装置		kg/式		
総重量		kg		

<p>☆ 基地となる地点</p> <p>例) ○○県○○郡○○町○○▽▽-▽番地</p> <p>◇◇株式会社○○工場</p>
--